

第1章 支援の流れ

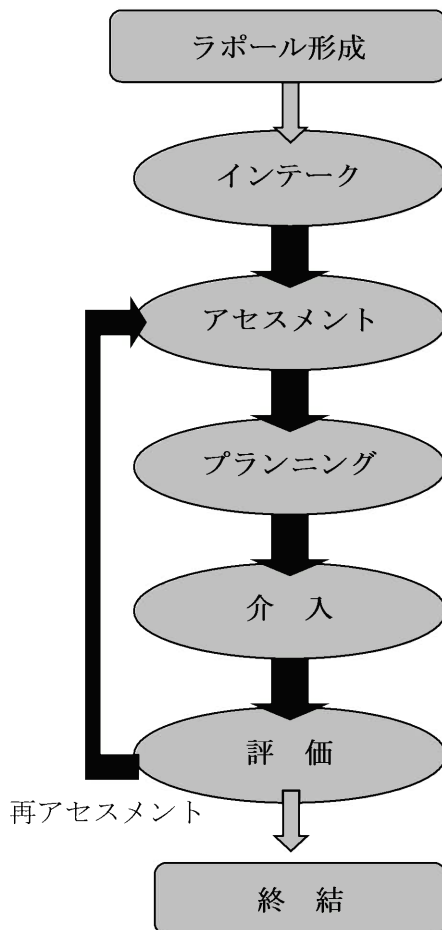
犯罪等により被害を受けた方、その家族、遺族（犯罪被害者等）は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

しかし、一方で、被害に遭うまでは、家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた方です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

人を支援することは、機械的に行えばよいというものではありませんが、次のような「手順」を踏まえながら支援を行うと、相談者にとっても支援担当者にとってもより良い支援になることが知られています。

ここでは、「手順」をもとにそれぞれの段階において行うことを説明します。



【支援のプロセス】

- ※
- (1) ラポール形成：信頼関係を築く
 - (2) インテーク：被害者の状況を把握する
 - (3) アセスメント：被害者の状況を明確化する
 - (4) プランニング：支援計画を立てる
 - (5) 介入：支援を実践する
 - (6) 評価：支援を振り返る
 - (7) 終結

※ラポール：相談者と相談を受ける者の間に、相互に信頼し合い、安心して自由にふるまったり感情の交流を行ったりできる関係が成立している状態。

チェック!! ～ 犯罪被害者等支援条例・見舞金制度について ～

静岡県内すべての市町には、犯罪被害者支援に関する「総合的対応窓口」が設置されています。また、条例は全ての市町で制定されています。全ての市町には「見舞金」が支給される制度もあります。見舞金制度の有無も合わせ、各市町の「総合的対応窓口」へお問合せください。（各市町総合的対応窓口：116 ページ）

4 DV被害を受けた場合

《 身体の安全確保 》	《 安全な生活確保 》	《 自立生活の促進 》
総合的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の証明書の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の証明書の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談(求職相談含む) ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所、ハローワーク等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の発行等
暴力に対する相談	経済的支援	
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ○女性相談支援センター ○県健康福祉センター ○警察 <ul style="list-style-type: none"> ・警察署生活安全課 ・警察署警務課相談係 ○福祉事務所 ○市区町DV相談窓口 ○保健所・保健センター ○男女共同参画センター <p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法テラス静岡(日本司法支援センター) ○静岡県弁護士会 	<p>【貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会・市区担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金 ・生活福祉資金(緊急小口資金・離職者支援資金等) <p>【生活保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 <p>【各種手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・児童扶養手当 <p>【助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成 	
加害者からの保護		
<p>【緊急避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター一時保護所 ○民間シェルター等 <p>【保護命令申立に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ○警察 	<p>【保護命令・仮処分申立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方裁判所 <p>【逮捕、告訴、パトロール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 	<p>【保護命令違反の場合の捜査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>生活基盤の確保</p> <p>【保護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性自立支援施設 ○民間シェルター ○母子生活支援施設等 <p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県、市町 <ul style="list-style-type: none"> ・優先入居、要件緩和 <p>【職業訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共職業能力開発施設 ○母子家庭等就業・女性自立支援施設 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 【職業訓練等に係る給付等】 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 <p>【職業相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク ○公共職業能力開発施設 ○労働基準監督署 ○静岡労働局 <ul style="list-style-type: none"> ・労働問題に関する相談・情報提供 ○母子家庭等就業・自立支援センター
精神的ケア等		
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター(県、富士市、浜松市、静岡市) ○女性相談支援センター ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター <p>【カウンセリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○民間団体 	<p>離婚請求</p> <p>【相談・弁護士紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センターと兼) <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託弁護士相談 ・直接支援(法テラス等への付添い) ○静岡県弁護士会 ○法テラス静岡(日本司法支援センター) <p>【離婚調停申立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所 <p>【民事法律扶助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> (法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有) ○法テラス静岡(日本司法支援センター) <p>損害賠償請求</p> <p>【裁判】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易裁判所、地方裁判所 	

◎ それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問合せください。
おもに県など公的機関において実施しているものです。

5 児童虐待を受けた場合

